

2 文 庁 第 1 5 8 0 号  
令 和 2 年 1 2 月 2 5 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長  
各 関 係 団 体 の 長

文 化 庁 次 長

矢 野 和 彦

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長

浅 田 和 伸

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

瀧 本 寛

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長

伯 井 美 徳

授 業 目 的 公 衆 送 信 補 償 金 の 額 の 認 可 に つ い て ( 通 知 )

平 成 3 0 年 の 著 作 権 法 改 正 で 創 設 さ れ た 授 業 目 的 公 衆 送 信 補 償 金 制 度 に つ い て は、  
「 平 成 3 0 年 改 正 著 作 権 法 に よ る 「 授 業 目 的 公 衆 送 信 補 償 金 制 度 」 の 施 行 に つ い て  
( 通 知 ) 」 ( 令 和 2 年 4 月 2 4 日 ) に お い て 連 絡 し て お り ま す と お り、 新 型 コ ロ ナ ウ イ  
ル ス 感 染 症 に 伴 う 遠 隔 授 業 等 の ニーズ に 緊 急 的 に 対 応 す る た め、 当 初 の 予 定 を 早 め、  
令 和 2 年 4 月 2 8 日 か ら 施 行 す る と と も に、 事 態 の 緊 急 性 ・ 重 要 性 等 に 鑑 み た 指 定 管

理団体の判断に基づき、令和2年度に限り、補償金額は特例的に無償とされておりました。

この度、令和3年度以降の本格運用に向けて、令和2年9月30日付けで指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）から文化庁長官に対し、令和3年度以降の補償金額についての認可申請が行われました。

これを受け、文化審議会への諮問・答申を経て、別紙1のとおり、令和2年12月18日付けで文化庁長官により補償金額の認可が行われました。これにより、令和3年4月1日から別紙4の補償金規程に基づき、本制度が運用されることとなります。

今後、補償金の権利者への分配方法を含む業務の執行に関する規程についてSARTRASから文化庁長官への届出が行われるなど、令和3年度以降の本格運用に向けた準備が進められる予定です。今後の主なスケジュールは、下記のとおりです。

教育関係者の方々におかれましては、本制度がICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と権利者の利益保護とのバランスをとった仕組みとして導入されたものであるという趣旨をご理解いただき、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立の教育機関等については地方財政措置を要望しています。国立大学等や私立学校については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の令和3年度予算案に、補償金の支払いに必要な経費を計上しています。各設置者におかれては、これも踏まえて、必要な準備を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

## 記

### 1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムによる運用指針（ガイドライン）の取りまとめ（令和2年12月）

権利者団体と教育関係者が共同して「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を設置し、有識者等より助言を得つつ、制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいます。平成30年度より、補償金の支払い等、教育現場における普及啓発、著作権法の解釈に関する運用指針（ガイドライン）、補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされており、令和3年度以降の運用指針（ガイドライン）は、令和2年12月に決定されたところです。

### 2. SARTRASによる補償金関係業務の執行に関する規程の届出（令和3年1月）

指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければなりません（著作権法第104条の14、著作権施行令第57条の10及び著作権法施行規則第22条の5）。SARTRASでは令和3年1月中に規程の作成・届出を行い、これを公表することで、補償金の権利者への分配の詳細について明らかにする予定です。

- ・授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項（著作権者等の不明等の場合における分配の方法等の詳細や、分配の決定の基礎となるべき事項を含む。）
- ・共通目的事業のための支出に関する事項
- ・補償金関係業務に要する手数料に関する事項

### 3. SARTRASによる受付システム構築（令和3年3月）

本制度の利用にあたり、申込手続の事務負担を軽減するため、手続は全てオンラインで行われる予定です。SARTRASでは、受付システムを令和3年3月までに構築するための準備を進めています。

### 4. 申込受付開始（令和3年4月）

令和3年4月からSARTRASにより申込受付が開始される予定です。申込にあたっては、受付システムに、教育機関の設置者等による設置者情報等の他、授業目的公衆送信を受けることが予定されている人数等、補償金額算定に必要な情報の入力が必要とされます。当該情報を基に請求書が発行され、支払期限は9月末までとされる予定です（支払期限は、基本的に請求書発行の翌月末となりますが、事情に応じて柔軟に対応することも可能です）。

**【添付資料】**

- 別添 1 授業目的公衆送信補償金の額の認可について（認可書）
- 別添 2 授業目的公衆送信補償金の額の認可について（答申）
- 別添 3 授業目的公衆送信補償金制度の概要
- 別添 4 授業目的公衆送信補償金規程

<本件担当>

**【授業目的公衆送信補償金制度について】**

文化庁著作権課著作物流通推進室

電話 03-5253-4111（内線2847）

**【財政支援について】**

1. 初等中等教育

○国立大学附属学校

高等教育局国立大学法人支援課総括係（内線3339）

○公立小学校，中学校，高等学校，特別支援学校等

初等中等教育局情報教育・外国語教育課企画係

（内線2004）

○私立高等学校等

私学部私学助成課助成第四係（内線2547）

2. 高等教育

○国立大学

高等教育局国立大学法人支援課総括係（内線3339）

○公立大学等

高等教育局大学振興課公立大学係（内線3370）

○私立大学等

私学部私学助成課助成第一係（内線2028）

○国立高等専門学校

高等教育局専門教育課高等専門学校係（内線3347）

○公私立専修学校

総合教育政策局専修学校教育振興室専修学校第二係

(内線2938)

3. 社会教育等

○公立社会教育施設

総合教育政策局地域学習推進課地域学習推進係

(内線 2967)

○教育研修センター

総合教育政策局教育人材政策課庶務・助成係

(内線2959)